

# 第4次東伊豆町地球温暖化対策実行計画

令和2年4月  
東伊豆町

# 目 次

第1章 基本的事項.....	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の期間.....	2
3 計画の対象.....	2
第2章 温室効果ガス総排出量の現状.....	4
1 温室効果ガス総排出量の現状.....	4
第3章 計画の目標.....	5
1 温室効果ガス排出量の削減目標.....	5
2 個別目標.....	5
第4章 計画の推進.....	6
1 計画の推進.....	6
2 計画の点検.....	8
3 計画の見直し.....	8
第5章 具体的な取組.....	9
1 取組の方針.....	9
2 取組内容.....	9
資料 平成30年度温室効果ガス排出量調査結果.....	13

# 第1章 基本的事項

地球温暖化対策の推進のために、国際的には「京都議定書」及び「パリ協定」が、また国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が規定されています。

「京都議定書」は気候変動枠組み条約締結国会議で採択された国際協定で、日本は平成20（2008）年から平成24（2012）年までに温室効果ガス排出量を平成2（1990）年から6%削減することを約束しました。

また、平成10（1998）年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が京都議定書の国内担保法として策定され、国、地方公共団体、事業者、国民が取り組むべき責務と取組が定められています。

さらに、平成27（2015）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約締結国会議では令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。

東伊豆町では、平成16（2004）年3月に第1次となる「東伊豆町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という）、平成21（2009）年7月に第2次実行計画、平成25（2013）年4月に第3次実行計画を策定しました。

第3次実行計画の計画期間が終了したことに伴い、今後5年間の当町における事務、事業によって発生する温室効果ガスの削減に取り組むため、第4次実行計画を策定するものです。

## 1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条に基づき、町の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画を策定するものです。

本計画に基づき、町が率先して温室効果ガスの排出を抑制するための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図ることとします。

## 2 計画の期間

計画の期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

## 3 計画の対象

### （1）対象物質

二酸化炭素とします。

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、6つの物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が温室効果ガスとして削減の対象になっています。しかし、当町の事務・事業によって排出される温室効果ガスのほとんどを二酸化炭素が占めていることから、本計画では対象を二酸化炭素のみとし、重点的な対策をとることとしました。

## (2) 対象範囲

対象範囲は、町に係る全ての事務・事業とします。

なお、外部（広域組合、民間企業等）へ委託している事業（施設の管理運営を含む）については、原則として計画の対象外とします。

### 【調査施設】

事 務 部 門：役場庁舎

学校・幼稚園部門：中学校（2校）、小学校（2校）、幼稚園（2園）、給食センター

上下水道部門：浄水場（2ヶ所）、ポンプ室、取水場

消 防 部 門：消防団

保 健 福 祉 部 門：保健福祉センター

文化・教育施設部門：図書館、体育センター、野球場、風力発電所

## 第2章 温室効果ガス総排出量の現状

### 1 温室効果ガス総排出量の現状

東伊豆町における温室効果ガス総排出量は、以下のとおりでした。

(※調査結果の詳細は、巻末の「資料 平成30年度温室効果ガス排出量調査結果」に掲載)

【東伊豆町 温室効果ガス総排出量（基準年度 平成30年度）】

**2, 1 7 1, 6 9 7 kg - CO2**

表 2-1 温室効果ガス排出量（平成30年度）

部門別	温室効果ガス排出量 (kg-CO2)
東伊豆町全体	2,171,697 (100%)
事務部門	225,805 (10.4%)
学校・幼稚園部門	345,434 (15.9%)
上下水道部門	1,382,083 (63.6%)
消防部門	6,882 (0.3%)
保健福祉部門	73,267 (3.4%)
文化・教育施設部門	138,226 (6.4%)

図 2-1 部門別排出割合

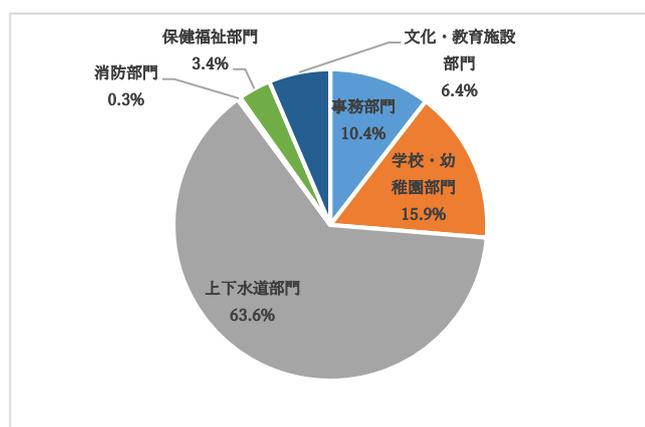
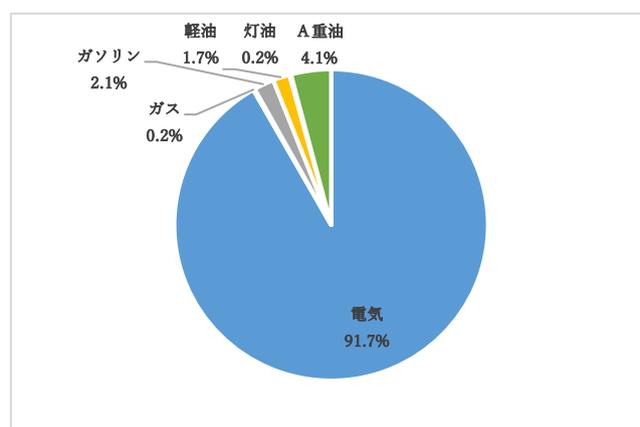


図 2-2 排出源別排出割合



## 第3章 計画の目標

### 1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標について、以下のように定めます。

#### 【目標】

温室効果ガスの排出量を令和6（2024）年度までに、平成30（2018）年度から5.0%削減します。

表 3-1 温室効果ガス排出量の目標

	現状 (H30 年度)	目標 (R6 年度)
温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	2,171,697	2,063,112
H30 年度対比	—	▲5.0%

### 2 個別目標

温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、温室効果ガスの排出に係る活動に対し、個別の削減目標を以下のように設定しました。

表 3-2 温室効果ガス排出量の目標 (kg-CO<sub>2</sub>)

CO <sub>2</sub> 排出源項目	現状 (H30 年度)	目標 (R6 年度)
電気使用	1,992,075	1,892,471
ガス (LPG) 使用	3,701	3,516
ガソリン使用	45,331	43,065
軽油使用	37,434	35,562
灯油使用	3,725	3,539
重油使用	89,430	84,959
合計	2,171,697	2,063,112

※これらの個別目標の達成により、全体で温室効果ガス総排出量の5.0%を削減する。

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進

#### (1) 推進体制

温暖化対策に関する取組は、以下のような体制により町全体で推進します。

表 4-1 推進体制

推進組織の構成要素	構成	内容
地球温暖化対策 実行計画推進委員会	[委員長] 町長 [副委員長] 副町長 [推進委員] 各課局長	・計画の承認 ・見直し計画の検討、承認 ・各課、各施設への連絡
事務局	企画調整課	・計画案の作成 ・研修の実施、情報の提供 ・点検のとりまとめ ・見直し案の作成 ・計画推進のための連絡調整
庁舎・施設等管理部門	企画調整課	・設備関連の取組の実践
推進リーダー	各課・各施設ごとに1名	・職員への改善指導 ・取組の点検・評価
推進員	全職員	・取組の実践 ・改善点の提案

#### (2) 職員への情報の提供

計画の周知と推進を図るため、職員に向けて情報提供を行います。

表 4-2 情報の提供

	内容
提供方法	全庁情報サービス
内容	計画の概要 取組項目 活動量の推移 など

### (3) 会議の実施

職員の意識向上及び取組の点検・評価のため、会議を行います。

表 4-3 推進リーダーの会議

	内 容
対 象	推進リーダー
頻 度	年1回程度（必要に応じて）
内 容	地球温暖化について、計画の目的、取組内容、計画及び取組に係る意見交換 など

### (4) 計画の公表

計画は、広報紙等を通して一般に公開します。

表 4-4 計画の公表

	内 容
時 期	計画策定時
公表方法	広報紙、HP など
内 容	温室効果ガスの削減目標、主な取組 など (または、計画全文)

## 2 計画の点検

### (1) 点検の内容

計画の実施状況を把握するため、毎年、温室効果ガス排出量の調査を行います。また、取組の実施状況について、チェックリストを用いて定期的に点検します。

表 4-5 点検の内容

	内 容
温室効果ガス 排 出 量	<p>方 法：庁舎・施設管理担当（企画調整課）が、活動量調査票に活動量を記入する。</p> <p>とりまとめ：温室効果ガス総排出量の算出、個別項目（電気、燃料など）活動量の算出 経年推移（基準年度比、経年変化）の算出</p> <p>評 価：排出量を目標値とし、達成度（達成の見込み）を評価する。</p> <p>頻 度：年 1 回</p>
取組の 実施状況	<p>方 法：庁舎・施設管理担当（企画調整課）が、取組の実施状況をチェックリストに段階評価で記入する。</p> <p>とりまとめ・評価：段階評価の結果をもとに、良く取り組まれている項目とあまり取り組まれていない項目を抽出する。あまり取り組まれていない項目については、その要因の分析を行う。</p> <p>頻 度：年 2 回程度 (結果のとりまとめ・評価は年 1 回)</p>

### (2) 点検結果の公表

点検結果は事務局でとりまとめ、庁内及び庁外に向けて公表します。

表 4-6 点検結果の公表

	内 容
方 法	職員向け…全庁情報サービス 一般向け…広報紙、HP など
頻 度	年 1 回
内 容	温室効果ガス排出量の結果、取組の実施状況など

## 3 計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検結果や推進状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第5章 具体的な取組

### 1 取組の方針

温室効果ガスの排出を抑制し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、町の事務及び事業に係る具体的な取組を定めて実践します。

取組については、温室効果ガス排出量の削減に直接に資する項目だけでなく、間接的に地球温暖化の防止に資する項目についても設定し、積極的に地球温暖化対策に取組みます。

#### (1) 事務活動に係る取組について

町の事務活動や施設管理においては、省エネルギー活動の徹底や、省エネルギー型機器の積極的な導入などにより温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、町で使用する物品については、調達から使用、廃棄に至るまでの全ての段階を通じて、詰替型商品など環境に配慮した物品の優先的な購入や、使用量の抑制、廃棄前のリサイクルなど、直接あるいは間接的に地球温暖化対策に資する取組をすすめます。

〔取組分野〕 冷暖房、照明、OA 機器、電化製品、車両燃料、その他（紙、水、廃棄物）

#### (2) 事業活動に係る取組について

町が行う建設事業では、設計、施工、建設廃棄物の処理に至る各段階を通じて環境に配慮するように努め、緑化の推進、省エネルギー設備の導入、建設廃棄物の適正処理等をすすめます。

〔取組分野〕 建設事業、廃棄物処理事業、その他（緑化、イベント等）

### 2 取組内容

#### (1) 事務活動に係る取組

##### ① 冷暖房

電気使用量を抑制する取組

燃料使用量を抑制する取組

##### ●冷暖房設備の運用と管理

- ・ 温度設定は冷房が 28℃、暖房が 19℃とする。
- ・ クールビズ・ウォームビズにより冷暖房の使用を減らす。
- ・ フィルター等は、定期的（2ヶ月に1度）に清掃する。
- ・ カーテンやブラインドを開閉し、冷暖房の効率を高める。
- ・ グリーンカーテン等を活用し、冷房の効率を高める。
- ・ 冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- ・ 冷暖房機器の設置時には、室外機、ダクト、空調機器の設置場所を工夫し、空調のロスをなくす。

- ・省エネ型冷暖房設備を採用、交換していく。

## ② 照明

電気使用量を抑制する取組

### ●照明の使用

- ・昼休みは原則的に消灯し、受付等の最低限の場所のみ点灯する。
- ・通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- ・トイレ、会議室、給湯室等は退室時に必ず消灯する。
- ・始業前・終業後は、執務に必要な最低限の範囲のみ点灯する。
- ・作業に十分な自然光が確保できる場所では点灯しない。
- ・照明器具は、定期的に清掃する。
- ・省エネ型照明を採用、交換していく。

## ③ OA 機器・電化製品

電気使用量を抑制する取組

### ●OA 機器・電化製品の使用

- ・終業時には、OA 機器（パソコン、コピー機等）の電源を切る。
- ・パソコン等については節電マニュアルを作成し徹底する。
- ・退庁時には、可能な限り電化製品のプラグを抜く。
- ・コピー機はミスコピーを防ぐため、使用後に設定をリセットする。
- ・冷蔵庫のパッキンは定期的に清掃する。
- ・移動にはできるだけ階段を使い、エレベーターの使用は控える。

### ●OA 機器・電化製品の更新

- ・OA 機器・電化製品は、省エネ型機器への更新を促進する。
- ・自動販売機は省エネ型機への転換や、台数の見直しを行う。

## ④ 車両燃料

燃料使用量を抑制する取組

### ●交通手段の見直しとエコドライブ

- ・長距離の移動には、電車等の公共交通機関を積極的に利用する。
- ・不要なアイドリングをしない。
- ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。
- ・車には不要な荷物を積んだままにしない。
- ・経済速度（一般道路 40km/h、高速道路 80km/h）で運転する。
- ・通勤における徒歩、自転車、公共交通機関の利用を推奨する。

### ●車種の見直し

- ・必要な台数、車種を見直す。
- ・購入時には、低公害車、低燃費車・バイオマス等の導入をすすめる。
- ・EV・PHVや充電設備を充実させる。

## ⑤ その他

間接的に地球温暖化対策に資する取組

燃料使用量を抑制する取組

### ●紙使用量の削減

- ・庁内 LAN を活用し、不要な印刷は避ける。
- ・用紙の裏面利用を徹底する。
- ・片面のみ印刷された紙を廃棄しないよう、分別する。
- ・会議資料・内部資料の簡素化に努める。
- ・庁内の会議では封筒を配布しない。
- ・配布物（庁内、庁外）は、原則として両面印刷にする。
- ・外注印刷物には、再生紙の使用と両面印刷を指定する。
- ・紙は、基本的に古紙配合率 70%以上、白色度 70%以下とする。

### ●水・給湯設備の使用

- ・蛇口には、節水コマを取り付ける。
- ・食器類の洗浄は、ため洗いで行う。
- ・配水管の水漏れ点検を定期的に行う。
- ・給湯設備の温度設定を用途により定める。

### ●廃棄物の削減・リサイクル

- ・使い捨て製品は、できるだけ使用しない。
- ・物品の長期使用に努める。
- ・物品はできるだけ共同で使用する。
- ・分別回収ボックスを設置する。
- ・事務室内のゴミ箱はできるだけ少なくする。
- ・納入物品等の包装は、簡素化を要請する。

## (2) 事業活動に係る取組

### ① 建設事業

電気使用量を抑制する取組

燃料使用量を抑制する取組

間接的に地球温暖化対策に資する取組

### ●建築物の設計・施工

- ・敷地内や屋上の緑化を推進し、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- ・断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- ・省エネルギー型照明を採用する。
- ・採光に配慮した設計とする。
- ・節水コマやセンサー式水栓などを採用し、水使用量を削減する。
- ・廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計に

する。

- ・再生資材などの環境負荷の少ない建設材を採用する。
- ・耐久性の高い材料・工法を採用し、長寿命化に努める。
- ・熱帯材型枠の使用抑制に努める。
- ・風力発電、太陽光発電、小水力発電等の新エネ技術を積極的に取り入れていく。
- ・新築・改修時には環境に配慮した設計・施工を行う。

## ② 廃棄物処理事業

燃料使用量を抑制する取組

間接的に地球温暖化対策に資する取組

### ●廃棄物処理量の削減

- ・ごみ排出量を抑制する啓発をすすめる。
- ・プラスチック類の分別を徹底する呼びかけを行う。
- ・処理過程で発生する廃熱の有効利用をすすめる。

## ③ その他

間接的に地球温暖化対策に資する取組

電気使用量を抑制する取組

### ●緑化

- ・公園や街路の緑化を推進する。

### ●イベント等

- ・配布物・販売物の過剰包装を控え、廃棄物の抑制に努める。
- ・再生材を積極的に利用し、そのことを来場者に周知し、啓蒙を図る。
- ・分別ごみ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努める。
- ・来場者に対し、公共交通機関や徒歩等での来場を呼びかける。

### ●就業時間

- ・適正な人員配置を行い、残業を減らす。

## 資料 平成30年度温室効果ガス排出量調査結果

### 【調査施設】

事務部門：役場庁舎

学校・幼稚園部門：中学校（2校）、小学校（2校）、幼稚園（2園）、給食センター

上下水道部門：浄水場（2ヶ所）、ポンプ室、取水場

消防部門：消防団

保健福祉部門：保健福祉センター

文化・教育施設部門：図書館、体育センター、野球場、風力発電所

### 【排出係数】

消費エネルギー項目	単位	係数
電気使用量	kwh	0.475
ガス使用量（LPG）	m <sup>3</sup>	6
燃料使用量（ガソリン/車両）	L	2.32
燃料使用量（軽油/車両）	L	2.58
燃料使用量（ガソリン/その他）	L	2.32
燃料使用量（軽油/その他）	L	2.58
燃料使用量（灯油）	L	2.49
燃料使用量（A重油）	L	2.71

### 【地球温暖化係数】

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1

### 【温室効果ガス排出量の算定方法】

温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

#### ① 温室効果ガス排出量 消費エネルギー項目別

消費エネルギー項目	温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
電気	1,992,075
ガス	3,701
ガソリン	45,331
軽油	37,434
灯油	3,725
A重油	89,430
	2,171,697

② 温室効果ガス排出量 月別推移

部門	対象施設	温室効果ガス排出量 (kg-CO2)													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
事務部門	1. 役場庁舎	14,914	13,336	15,103	19,263	25,256	23,105	19,876	15,873	13,391	21,605	23,468	20,617	225,805	225,805
学校・幼稚園部門	2. 中学校2校	5,001	4,549	4,907	5,230	5,374	4,136	5,028	5,303	4,813	4,689	5,542	4,986	59,558	345,434
	3. 小学校2校	4,236	4,427	4,892	7,114	5,834	3,565	5,304	5,787	5,741	4,985	6,125	6,010	64,021	
	4. 幼稚園2園	1,698	1,683	1,633	1,777	2,008	1,640	1,273	1,303	1,509	1,499	1,624	1,541	19,189	
	5. 給食センター	13,696	14,463	19,850	16,225	14,166	16,017	19,623	17,923	18,118	15,899	20,628	16,059	202,666	
上下水道部門	6. 浄水場2ヶ所	6,889	5,749	5,784	5,932	6,779	6,491	5,762	6,598	7,439	7,827	8,018	6,672	79,940	1,382,083
	7. ポンプ室	73,178	71,927	71,559	72,026	93,475	92,091	76,879	74,405	70,934	82,354	80,847	77,560	937,234	
	8. 取水場	29,238	28,663	28,783	28,381	34,039	33,893	29,813	29,832	29,129	31,529	31,978	29,632	364,909	
消防部門	9. 消防団	366	219	498	474	519	716	456	281	575	1,332	1,374	72	6,882	6,882
保健福祉部門	10. 保健福祉センター	5,685	5,036	5,388	6,039	7,947	8,173	5,713	5,405	5,173	6,188	6,680	5,840	73,267	73,267
文化・教育施設部門	11. 図書館	3,699	2,917	3,196	3,476	6,694	6,749	4,238	3,369	3,164	4,139	6,679	5,728	54,048	138,226
	12. 体育センター	3,659	3,408	3,816	3,640	3,892	4,351	3,596	3,351	2,406	2,816	2,807	2,827	40,570	
	13. 野球場	346	204	215	208	310	662	1,069	577	341	212	252	336	4,731	
	14. 風力発電所	2,332	2,511	2,255	2,501	2,619	5,509	5,555	4,094	4,022	2,800	2,491	2,189	38,877	
合 計		164,936	159,092	167,879	172,285	208,911	207,098	184,185	174,100	166,756	187,873	198,513	180,069	2,171,697	2,171,697